

第25回厚生科学審議会がん登録部会 議事次第

日 時：令和5年12月11日（月）15：00～16：30

場 所：オンライン開催

1 議 題

- (1) 全国がん登録情報の利用と提供に関する審査体制の見直しについて〈公開〉
- (2) 新規申出の全国がん登録情報の提供について〈非公開〉

2 資 料

- 【資料1】全国がん登録情報の利用と提供に関する審査体制の見直しについて〈公開〉
- 【資料2】全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止について（案）〈公開〉
- 【資料3】厚生科学審議会がん登録部会運営細則改正案〈公開〉
- 【資料4】申出一覧と各申出の概要〈非公開〉
- 【資料5】申出文書一式（申出番号 X2023-0004～0007）〈非公開〉
- 【資料6】第11回全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会審査報告書〈非公開〉
- 【資料7】審査委員会・がん登録部会委員からの意見・質問への回答書〈非公開〉

- 【参考資料1】厚生科学審議会がん登録部会 委員名簿〈公開〉
- 【参考資料2】厚生科学審議会がん登録部会運営細則〈公開〉
- 【参考資料3】がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）〈公開〉
- 【参考資料4】全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会運営細則〈公開〉
- 【参考資料5】全国がん登録 情報の提供マニュアル 第3版〈公開〉
- 【参考資料6】全国がん登録 情報の提供の利用規約〈公開〉
- 【参考資料7】全国がん登録及び院内がん登録に係る課題と対応方針 中間とりまとめ〈公開〉
- 【参考資料8】諮問書・付議書〈公開〉
- 【参考資料9】申出文書の形式点検書（申出番号 X2023-0004～0007）〈非公開〉

第25回 厚生科学審議会がん登録部会

資料 1

令和 5 年12月11日

全国がん登録情報の利用と提供の審査体制の見直しについて

厚生労働省健康・生活衛生局

がん・疾病対策課

全国がん登録情報*の利用と提供の審査体制の見直しについて

*がん登録推進法第2条第7項に定義される、全国がん登録データベースに記録された登録情報のうち匿名化が行われていないものをいう。

中間取りまとめの記載（関係部分）

全国がん登録情報等の利用及び提供の申出から提供までの手続の簡略化

（課題）

- 現在、全国がん登録情報及びその匿名化を行った情報（以下「全国がん登録情報等」という。）の利用と提供に当たっては、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）第17条第2項等に基づき、審議会等の意見を聴かなければならないとされており、全国がん登録情報の利用と提供は厚生科学審議会、匿名化が行われた全国がん登録情報の利用と提供は国立がん研究センターに設置された合議制の機関で審議されている。（略）
- 全国がん登録情報の利用と提供の審議については、厚生科学審議会から付議を受け、がん登録部会に設置された全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会で1度目の審議を行い、さらにがん登録部会で2度目の審議を行う「2段階の審議」を行っている。申出の締切から審査結果の通知まで約3カ月半の期間を要しており、これについて短縮を求める声がある。

（対応方針）

- 全国がん登録情報の提供の申出から審査結果通知までの期間を短縮し、情報の利活用を推進するため、その審査体制について見直しを検討するべきである。



対応（案）

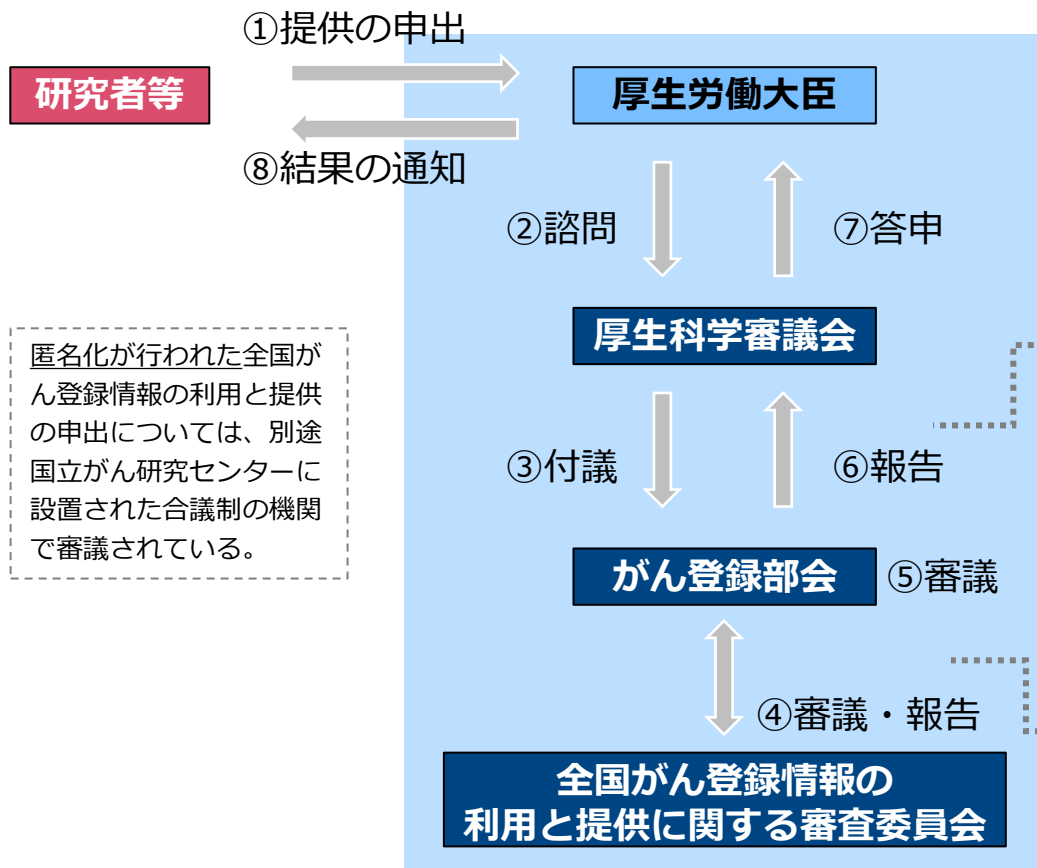
審査の迅速化による、がんに係る調査研究への活用、成果の国民への還元の一層の推進を図るため、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会を廃止し、がん登録部会のみで審議を行うことを検討してはどうか。

現状：全国がん登録情報の利用と提供の審査の流れ

全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会とがん登録部会で同一の申出を2段階で審議しており、申出の締切から結果通知まで約3か月半かかっている。

全国がん登録情報の利用と提供の審査の流れ

(法第17条、法第21条第1項～第3項の規定に基づく提供)



権限に関する規定

- 厚生科学審議会令（平成12年政令第283号）
第六条（略）
6 **審議会**（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）
第四条 **分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。**
- 厚生科学審議会がん登録部会全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会運営細則（令和元年8月1日全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員長決定）
第二条 **委員会は、次の各号*に掲げる審議を行うとともに、厚生労働大臣に対して必要な意見を述べるものとする。**

※一 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報を自ら利用しようとするときの同条第二項の規定に基づく審議
 二 法第十七条第一項の規定により、厚生労働大臣が同条同項第一号から第三号までに掲げる者に全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第二項の規定に基づく審議
 三 法第二十一条第一項から第三項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報の提供を行おうとするときの同条第七項の規定に基づく審議
 四 その他委員会で審議すべき事項

全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会の廃止について（案）

1 廃止の趣旨

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）（以下「法」という。）において、審議会等で政令で定めるもの（厚生科学審議会）の意見を聴かなければならないとされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するため、厚生科学審議会にがん登録部会が設置されている。
- また、法第17条第1項又は第21条第1項から第3項までの規定により、厚生労働大臣が全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用しようとするとき、又は全国がん登録情報の提供を行おうとするときの審議等を行うため、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）が設置されているところ。
 - ※ 部会については、厚生科学審議会運営規程（平成13年1月19日厚生科学審議会決定）第4条の規定により、部会の議決は、会長の同意を得て、厚生科学審議会の議決とすることができることとされているが、委員会については、こうした規定なく、審査委員会で審議した後、がん登録部会においても審議・議決する運用となっている。
- 今般、全国がん登録情報等の利用及び提供の申出から提供までの期間の短縮化等の観点から、審査委員会において審議等を行うとされている事項も含め、がん登録部会において一元的に審議する審査体制に見直すこととする。これに伴い、全国がん登録情報の利用と提供に関する審査委員会は廃止する。

2 廃止時期

令和6年3月31日